

序 論

1 計画の位置づけ

静岡市と清水市との合併問題は、モータリゼーションの進展に伴う市民の日常生活圏の拡大、経済圏の伸長や、市街地の一体化等の状況を踏まえ、昭和 40 年代から繰り返し議論され続けた歴史的課題であった。

また、近年の多様化、高度化する行政ニーズや激化する都市間競争への対応や、地方分権推進の必要性、さらには、より高度な行政体制確立のための政令指定都市実現の観点から、市域を超えた広域行政推進の必要性が議論されることとなった。

このような状況の中で、平成 7 年の「市町村の合併の特例に関する法律」の改正によって創設された住民発議制度に基づき、市民から合併協議会の設置に向けた直接請求が行われ、両市市議会の議決を経て、平成 10 年 4 月 1 日、静岡市・清水市合併協議会が設置されることとなった。

合併協議会では、歴史的課題である両市の合併について、合併の是非も含めたあらゆる協議を行い、将来に対して責任ある判断を行うため、徹底した市民参加と情報公開に意を用い、新市建設計画の作成や事務事業のすり合わせ協議を行ってきたところである。

中でも、新市建設計画は、合併新市の将来のビジョンを示し、これを合併是非判断材料のひとつとするものであり、合併協議会では、生活環境、保健福祉、教育文化、都市基盤、産業経済、行財政それぞれの分野ごとに部会を設置し、精力的な協議を行ってきたところである。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第 5 条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と清水市との合併後の新市の建設を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた建設計画を策定してその実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、新市の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るものである。

(2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間とする。

新市建設計画の構成

